

19西審国第6号
平成19年8月24日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清水 文子

諮問第1号に対する答申書

平成19年7月11日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項

一部負担金の負担割合について

答申事項

1 一部負担金の負担割合について

- (1) 西東京市国民健康保険条例第8条第1号に規定する被保険者
3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日へ
- (2) 西東京市国民健康保険条例第8条第2号に規定する被保険者
3歳に達する日の属する月から6歳に達する日以後の最初の3月31日へ
- (3) 西東京市国民健康保険条例第8条第3号に規定する被保険者
10分の1から10分の2へ

2 施行期日

平成20年4月1日